

事業主の皆様へ

令和4年4月

新型コロナワクチンの3回目接種について

新型コロナワクチンの接種については、発症予防や重症化防止の効果があるとされていますが、時間の経過に伴い、その効果が徐々に低下していくことが報告されています。感染拡大防止と重症化予防のためには、3回目接種の時期を遅らせないことが重要です。

事業所等の単位での接種をご希望でしたら、下記の相談窓口までご連絡ください。市町村の接種会場の空き枠を活用して接種していただけるよう、市町村と調整させていただきます。

また、事業主の皆様におかれましては、希望する従業員が気兼ねなく接種することができるように、副反応により体調を崩した場合には休暇取得を可能とするなど、ワクチン接種を受けやすい環境整備に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、ワクチン接種は強制ではなく、あくまで本人の意思に基づき接種を受けるものです。体質や病気療養中などの理由で接種が受けられない方や、接種に強い不安を感じている方もいらっしゃいますので、接種の強制や、接種を受けていない方への差別や偏見につながる行為、誹謗中傷などが起こらないよう、職場での配慮も併せてお願いいたします。

[団体接種の相談窓口]

島根県健康福祉部感染症対策室 ワクチン接種支援グループ

Tel : 0852-22-6175・6176

Mail : corona-vaccine@pref.shimane.lg.jp

[差別・偏見・労働環境などに関する問い合わせ先]

○ 島根県人権啓発推進センター

松江 Tel:0852-22-7704 浜田 Tel:0855-29-5530

○ 島根労働局総合労働相談コーナー Tel:0852-20-7009

松江 Tel:0852-40-2939 出雲 Tel:0853-21-1240

浜田 Tel:0855-22-1840 益田 Tel:0856-22-2351